

各団体会長 様
事務責任者 様

足立区剣道連盟
会長 佐藤 清春

「対人稽古自粛のお願い」の解除およびスポーツ施設一部利用再開への対応等について

国の緊急宣言解除を受け、足立区新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドラインに基づき、総合スポーツセンター等の体育室が一定条件・防止対策をしたうえで、利用再開となりました。

また、6月4日付にて全日本剣道連盟より「対人稽古再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」のもと6月10日をもって「対人稽古自粛のお願い」を解除する旨の通知がありました。

(全剣連：6月4日付「対人稽古再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」より別添、要略)

1. 全剣連対人稽古再開に向けた感染拡大予防ガイドラインに沿って稽古を再開して頂くようお願いする。
2. 各組織・団体は、全剣連ガイドラインを参考に、地域の感染状況、会員構成(年齢や性別、習熟度)、稽古場所等の特性に応じた再開後の稽古計画を策定してください。
稽古計画は、2か月間の自粛による体力低下や新型コロナウイルス感染症の第2波を考慮し慎重な策定が望まれる。

(ガイドライン一部抜粋：別添参照)

1. 稽古の実施に当って
2. 組織別ガイドライン及び稽古計画の策定
3. 稽古に参加するにあたって
4. 稽古を始める前に・・・別添参照
5. 稽古に当たって(一部)
 - ・稽古を行なう者は、相手への飛沫の飛散防止のため、必ず「面マスク」を着用する。
 - ・稽古を行なう者は、主に相手からの飛沫を防止のため、「シールド」の着用を強く推奨する。特に60歳以上の高齢者は、着用すべきである。

(当連盟の対応について)

1. 足立区新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドラインに基づき、6月1日よりスポーツ施設の一部利用再開となりましたが、アスレチックルーム・柔道場・剣道場等は当面の間、利用休止および学校施設貸出当面の間、貸出再開見合わせにより、引き続き自粛となります。
なお、一部団体で、集会場等で使用して出来る団体も稽古自粛を願いますが、全剣連ガイドラインを参考に徹底可能ならば、自主責任で再開も可とします。
対人稽古の自粛勧告解除後でも、児童の指導では、長期間稽古出来ず身体の基礎体力が相当低下しており基礎から行い徐々に体力回復を待つて対人稽古等を行なうよう特にご注意ください。
2. 全剣連ガイドラインを遵守することは勿論ですが特に、「5. 稽古に当たって」については、別添、第24号令和2年6月4日付、東京都剣道連盟「対人稽古自粛のお願い」を解除について『稽古再開の条件として、「面マスク」や「シールド」を着用が義務付けられておりますのでご留意下さい。』
3. 事業計画の中止・延期について

足立区、体育協会の意向および会場使用条件クリアー不能等により下記事業は中止とします。

	日時	大会・講習会・審査会	備考
1	R2. 7. 26	日本剣道形講習会	中止
2	R2. 8. 9	城東ブロック剣道講習会	中止

以上

足剣連事第02-16号
令和2年6月5日

東京都剣道連盟会長 様
墨東五区剣道連盟会長 様
墨東五区剣道連盟事務責任者 様
各団体会長 様
各団体事務責任者 様

足立区剣道連盟
会長 佐藤 清春

令和2年度 城東ブロック剣道講習会(足立区が当番区)中止のお知らせ

拝啓 貴連盟および団体の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に対する国の緊急宣言解除を受け、足立区では新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドラインにより、一部の体育施設等が一定条件・防止対策をしたうえで利用再開となりました。

また、全日本剣道連盟では「対人稽古自粛のお願い」の解除が決定されましたが、当連盟としては、足立区、足立区体育協会の方針および全日本剣道連盟、東京都剣道連盟のガイドラインを基に、それらの条件を遵守・クリアーさせることが現段階では困難と思慮され、遺憾ながら同講習会の開催は難しいものと判断しました。

つきましては、来る8月9日に予定しておりました城東ブロック剣道講習会を中止せざるを得ないものであります、なにとぞご理解の上、ご了承の程お願い申し上げます。

敬具